

○議長（赤星行人君） 以上で報告は終わりました。

○議長（赤星行人君） 日程第二 会期の決定についてを議題といたします。
今次臨時会の会期については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 齋藤 巽君登壇）

○議会運営委員長（齋藤 巽君） おはようございます。

御指名をいただきましたので、去る一月十六日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告を申し上げます。

まず、日程でございますが、本日の臨時会に提案されております案件は閉会中の継続審査となり、所管委員会で結論付けられました条例三件と市長から提出されました議案六件の合計九件となっております。

次に、日程の順序でございますが、先例に倣いましてお手元に御配付の順に編成をいたしました。

次に、議案の取り扱いですが、市長から提出されました六議案については、慎重審議のうえすべて即決でお願いすることといたしました。したがって、会期につきましては本日一日限りとすることと議会運営委員会では決定をいたしました。

なお、委員会冒頭におきまして、理事者より本会議における発言訂正の申し出がありますので、議会運営委員会としましては日程第三議案第百十五号を審議する前に発言訂正の申し出を許可することといたしました。

それから、全員協議会でございますが、理事者からの申し出がありましたので、本日の本会議終了後に開催し御協議を願うことといたしました。

以上でございますが、議員各位の特段の御協力を賜り、本議会が円滑に運営されますようお願いを申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり、一月二十二日本日一日限りとすることに決定いたしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって会期は一日間と決定いたしました。

○議長（赤星行人君） この際、理事者より発言訂正の申し出がありますのでこれを許します。

○浅見（浅見裕康君） お許しをちょうだいいたしましたして訂正発言をさせていただきますと存じます。

議案第百十五号 福生市組織条例の一部を改正する条例及び議案第百十六号 福生市定数条例の一部を改正する条例につきましては、過日の十二月定例会の最終日に提案をさせていただきますところでございますが、当日御配付を申し上げました資料、それと提案理由の説明の中でその後の内部検討の結果、一部につきましてはぜひとも訂正をさせていただきたいという箇所ができましたので、過日議長あてに訂正方のお願いを市長から申し上げたところでございます。

まことに不手際かつ勝手に申しわけないところでございますが、その内容につきまして企画財政部長から説明をいたしますので、何とぞよろしく御了承賜りますようお願い申し上げます。

なお、このことにつきましては、過日開かれまして総務委員会におきかしても説明を申し上げているところでございます。本日御説明を申し上げます訂正のお許しを得たいと存じますので、よろしく御高配のほどをお願い申し上げます次第でございます。

○企画財政部長（野沢久人君） まことに申しわけございません。

過日資料として差し替えをさせていただきました福生市組織条例の一部を改正する条例の資料、四ページ及び一〇ページの建設部のところをご覧いただきたいと存じます。

建設部の土木課につきまして、職員数は十五人で変わりはございませんが、管理係七人、工務係七人とありましたものを管理係五人、整備係を新設をいたしまして五人、工務係四人とさせていただきますたく存ず

るところでございます。これは道路等の維持補修等の充実のために整備係を設置いたしましたして、係の分担をより明確にさせていただきたいとするものでございます。

次に、下水道課につきましては、職員数は十三人で変わりはございませんが、管理普及係六人といえましたものを管理係四人、排水設備係二人とさせていただきますと存じます。これは水洗化の普及促進をいままですた独立した係で行おうとするようにさせていただきますと存じます。

なお、この変更に伴いまして、本会議の係についての説明のうち三係、三担当と申し上げている部分を五係、三担当に、それから下水道課につきましては、変更がございませんので説明を削除させていただきまして、土木課において道路等の維持補修等の充実を図るため整備係の新設をお願いしたいとする訂正をお願い申し上げたいとするものでございます。

なお、都市計画課指導調整係の説明のうち宅地開発指導要綱に關します部分は、仕事の分担の關係で都市計画係にそのまま残すために削除させていただきたく存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、福生市定数条例の一部を改正する条例資料の配置予定案の中で、ただいま説明をさせていただきまして変更に伴いまして、差し替えさせていただきまして資料のとおり改正案の市長部局の係長職及び係員の数字と合計数におきまして、実数の十四人増に変更はありませんが、係長職が八人となりまして二人の増、係員が一人増となっておりますものであります。

すのでよろしくお願いを申し上げます。

なお、定数外職員の欄につきまして、一人の増となっておりますが、新たに東京都市町村職員研修所より四月一日から三年間、一名の派遣要請が正式にありましたことによるものでございます。

したがいてまして、提案内容の説明中、定数外職員の七人を八人にそれから、東京都市町村職員研修所への派遣予定を加えて三人を四人の増に訂正させていただきましたと存じます。

まことに不手際で御迷惑をおかけいたしましたして申しわけございませんが、よろしく御訂正方お許しをいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（赤星行人君） ただいまの発言のとおり訂正することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって発言を訂正することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（赤星行人君） 日程第三 議案第百十五号 福生市組織条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。

（総務委員長 須釜亮次君登壇）

○総務委員長（須釜亮次君） 御指名を賜り、議案第百十五号 福生市組織条例の一部を改正する条例について委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

まず、委員会開会冒頭において、理事者より平成三年十二月二十日の本会議において配付されました本議案に関する資料の一部を訂正したい旨の発言があり、資料の差し替えの要望がありました。委員に諮りましたところ、多数の委員より当委員会に付託された議案内容の訂正については、議会に諮り改めて委員会へ付託を受けた後に審議すべきであるとの発言があり、理事者より委員会所属委員以外の議員に対して委員会に提示された同じ内容の資料の一部訂正について、訂正趣旨の了解を求め訂正案による委員会付託を了承する作業を理事者側の責任において行うとの発言があり、委員に理事者の訂正案による議案の取り扱いについてお諮りしましたところ、全員異議なくこれを了として訂正案による議案審議に入りました。委員会における本議案の資料一部訂正に関する件につきましては、ただいま本臨時議会冒頭におけます理事者の説明のとおりであります。

以上述べましたことを前提に、理事者より新たに配付された資料に基づき説明を受けた後質疑に入りました。まず、委員より、今回の組織改正に至るまでの経過について。組合との交渉経過について。ポスト

増として二部五課八係の増加ということだが実際には何名の昇格か。市長公室について部長職一名の増ということだが、基地の対応はできるか。企画財政部の中に検査係が新たに設置される理由について。電算機事務の関係で市の至るところで電算が入り、今後ますますこの重要性が問われるところだが、実際に関係する部分の実数の変更はないが対応できるのか。地域防災課が市民部から総務部の所管となり、町会とのかかわりがある交通災害共済をここで担当することだが、市民部の窓口で勧誘を行っている現況から不都合は生じないか、との質疑がありました。

理事者より、今回検討委員会の下部組織として設置して検討した過程で、専門部会から上がった人数が五十数名の増員であり、福生市の行政規模、今後の行政需要並びに現況を勘案し、ぎりぎりの線として判断してこの議案となった次第である。

また、専門部会から提案されたものの細部にわたるチェック等の関係で日程が二ヵ月ほど遅れたことから、組合については概要のみを説明した。確かに要望を満たす意味では不満足な点もあるかと思うが、ある程度の妥協線を見出すといった意味の一定の方向付けは終わっていると考えている。

また、ポスト増については、平成四年四月一日の昇格者として退職者もあるので部長二名、課長八名、係長は十六名である。市長公室の件は、従来は部長職の職分が広範囲であったが、今回の改正でかなりのをしぼっての部長職であり、課長職と部長職の連携がかなり密となるとの判断から基地関係の対応は十分な方向にいくのではないかと思う。

また、現在の市の検査については、検査員九名により庁内の各工事関係を担当し、そのほか物品については十七名の職員で検査を担当しているところで、それぞれの指名を受けた職員は本来の業務を受ける中でさらに検査にあたる状況で検査業務の充実を図り、なおかつ本来業務に対する従事割合を高めることを目途として検査係の設置をお願いしたものである。

また、電算機の関係では、現在の配置人員は現況事務内容から見て浄書関係事務がOA機器導入によりかなり減少し、現在配置されている職員の電算機に関わる割合を高めることにより、徐々に電算関係の従事職員をふやすことが可能と考えており、関わりの出てくる職員の研修等を考えている。

また、地域防災課の総務部への移管替えに伴い、交通災害共済は従来どおり市民部窓口で受け付けを行い、その後の給付については市民部窓口では混乱が予想され、細部の事情を聴取し、給付の適正を図る意味合いから総務部移管替えとなる地域防災課で担当することになるが、市民部窓口と連携を密にして市民への不都合のないようにしていきたいとの答弁がありました。

また、委員より今回の組織条例の一部を改正する条例案では、消費者に関する対応について、女性問題の行動計画の関係について、福祉部の新たな厚生課については、高齢者と障害者を一手に引き受けるとのことだが、市民にとってはわかりづらくはないか。また、福祉部に児童課を新たに設置する案となっているが、どのような位置付けか。企画財政部の企画調整課において、企画調整担当係長三名について同じ係の名前か。保険年金課において保険税係で国保関係を二係に分割されるが、その理由について伺いたい。また、老人保健係の関係で、老健法絡みで地域福祉計画が絡んだときに二つの部にまたがると思われるがどうかとの質疑に対して、理事者より、現在、消費者については市民部経済課・商工係で担当しているが組織改正後においても同様の所管で行いたい。また、女性問題に関する分野については、総合的な施策の中で検討させていただくということで、従来どおり企画調整課の中で担当させていただきたい。また、福祉部厚生課あるいは係の名称については、検討委員会あるいは担当でいろいろと検討をしてきたところだが、事業内容としては支援を必要とされる方々の援護や給付であるところから、従来の名称を引き継がせていただいた。また、福祉部児童課の設置については、福祉部全体の考え方として、福祉施策の支援を必要とする方々を対象とした業務分けということで福祉部の組織を考えているが、児童課については児童、幼児、あるいは母子福祉といったところを所管する課としての位置付けをさせていただいた。企画調整担当については、若干変則であるが、係長三名、係員二名の計五名で分野割を行いながら各自がそれぞれ横の連携を保ち、なおかつ専門性を高めるということで考えている。また、保険年金課の関係では、課税から給付まで一切を行っている現況であるが、このところを課税収納分野と給付分野等に分けることにより、それぞれの専門性が出てくることで国保が抱えている課題についての解決ができるのではないかという判断から、係を二つにさせていただいた。老人保健係の御質問については、福祉計画全体について

のまとめは当然福祉部全体の中でまとめるが、これに関連する部局については必要に応じて計画の中で参加をいただき意見を述べてもらい、計画の中での反映をさせていただくことが必要になってくるのではないかと思っているとの答弁がありました。

他の委員より、今回の組織改正による職員の増に伴う経常経費の増はどのくらいかとの質疑に対して、理事者より人件費比率の関係については、決算段階での普通会計ベースで比率が出てくるのでそれを前提に申し上げますと、平成四年度の結果として出てくる数字を見ていただかなければいけないが、とりあえず平成二年度の人件費の総合比率は普通会計ベースで一八・六％ということで、元年度の二〇・八％より減少の状況であり、この一八・六％という数字は、基本的には二〇％を超えない段階での処置を普通会計について維持していきたいという考え方を持つもので、今回の組織改正による増員に伴う人件費増はどのようなレベルの職員が入ってくるかにより多少数字が変化するが、普通会計ベースで六千万円から七千万円ぐらいの給料になることが予想され、そのレベルで考えたと二〇％を超える数字には今回の改正ではあり得ないと理解しており、人件費との見合いについては総体の予算との関連で出てくるもので、そのところは十分配慮してまいりたいとの答弁がありました。

また、他の委員より、組織の問題については難しいこととは思われるが、限られた役所の予算は収収が基本的であり、市役所も民間的発想を採用する時期にきていると認識していただきたい。そして、改正案の作成については、専門部会から上がってきた五十数名の増員要望を検討委員会で十四人に抑えたことは自治省の地方自治体の行政改革への取り組み方や一定モデル定数を参考にして、行政事務をクリアすべく努力したものだと思うが、真剣に討議がなされたか。いま審議されている内容はまさに変則審議であり、臨時議会において理事者より十分説明をしていただかないと総務委員会が先走って勝手に審議したものと誤解され、今後このようなことは絶対に避けるべきで、過去の事例があったとしても悪例は除去すべきであり、議会への配慮不足を指摘される恐れがあると思うがどうか。また、この改正案が現時点においてベストであるか評価したと思うが、もし不都合でさらに改正をすべきであると判断した場合、定着している三年に一回の見直しを待つというのではなく、速やかに改正する考えがあるかとの質疑に対し、理事

者より、行政の執行部の認識の問題として御指摘のとおりで同感であり、自治体にはそれぞれの事情があり、モデルイコールというわけにはまいらない場合もありますが、ひとつの指針として十分参考に値するものと受け止め、そのような認識と努力をしてこの改正案にみられる結論に達した次第であります。

また、変則審議の件につきましては、冒頭お詫びを込めて取り扱いのお願いをした次第ですが、今後十分反省し注意してまいりたい。見直しの件については、行政需要の変化が激しい実情に対応するには、三年間見直しを放置することにより、確かに行政が遅れることもある。今後の課題として行政需要の推移、他市との行政サービスの極端な格差の解消、あるいは出先施設における事務処理問題等、その時点に問題が発生した場合は、議会側と十分に相談させていただきたいとの答弁があり、その後お諮りしましたところ全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第です。

何とぞ、当委員長報告のとおり御決定賜りますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で報告は終わりました。  
これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○十三番（遠藤洋一君） 大変丁寧で非常に委員会の様子がよくわかる委員長さんの報告だったというふうに私大変に感謝をしておりますが、私の意見は組織改正の問題に關しましては、例えば各常任委員会にわたるような部分もたくさんありますし、他市でも見られますように、できれば特別委員会などを構成をして組織検討については考えるべきではないかという意見を持っておりますので、そのことの見解だけを述べさせていただきますと思っております。

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第百十五号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第百十五号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（赤星行人君） 日程第四 議案第百十六号 福生市職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 須釜亮次君登壇）

○総務委員長（須釜亮次君） 御指名をいただきました議案第百十六号 福生市職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、委員会における審査報告を行います。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

まず、理事者より説明を受けた後質疑に入りました。

委員より、定数外職員が七名から八名になった理由について伺いたいとの質疑に対し、理事者より西多摩衛生組合、瑞穂斎場、社会福祉協議会、シルバー人材センター、三多摩処分場組合、新たに設置される「TAMARAいふ21」に派遣または執行職員七名のほかに、平成四年一月七日付で一名休職されており、また東京都市町村職員研修所への職員一名派遣の要請通知を受け取り、改めて八名の定数外職員となった次第ですとの答弁がありました。他の委員より、定数外八名については福生市職員の身分を失うのかとの質疑に対し、理事者より組合に派遣される職員については、福生市の職員としての身分は保有していることとで協会に派遣する職員も同様であるとの答弁があり、さらに委員よりそうすると市のどこかの部に身分として置いてあると解釈できるかどうか。扱いとしてそれぞれの部の職員の中に入っているのだから、定数の中で何々部付きという形で派遣するもので、定数から除外すると福生市職員ではなくなってしまう気

がするがどうかとの質疑があり、理事者より派遣職員については地方自治法に定められている職員の派遣の内容と地方自治法の吏員その他の執行期間の職員の兼職を兼ねる事務従事という形が、従来の定数外という形で定めるわけで、これらの職員については特に事務従事、この場合の社会福祉協議会、シルバー人材センター、三多摩処分場、「TAMARAいふ21」というところについては、全く福生市のそれぞれの部に所属し、そこから事務従事という形がなされています。ただ、実定法上、この種のものについては市の部に所属をさせておきながらも、数の上では定数外として従来から捉え方をさせていただいております。身分上は福生市の職員であります。ここで言う実定数上というか、実際に市役所としての機能ができないということとで定数外という捉え方をしているとの答弁がありました。

他の委員より、定数外職員で瑞穂斎場については枠が福生市の職員ではないと思うが、単発的派遣となるかとの質疑に対し、理事者より瑞穂斎場については常時ということではなく、管理者からの要請で行っているが、聞くところによると今後順次構成団体から派遣するというものを聞いておりますとの答弁がありました。

その後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第です。

何とぞ、当委員長報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第百十六号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第百十六号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（赤星行人君） 日程第五 議案第百十七号 福生市学校給食センター運営審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。

（総務委員長 須釜亮次君登壇）

○総務委員長（須釜亮次君） 御指名をいただき、議案第百十七号 福生市学校給食センター運営審議会条例の一部を改正する条例につきまして、委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

まず、理事者より議案説明を受けた後、質疑に入りましたが、異議なしとの発言があり、その後お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で報告は終わりました。これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第百十七号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第百十七号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（赤星行人君） 日程第六 議案第一号 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 森田 進君登壇）

○総務部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第一号 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由並びに改正の内容につきまして御説明を申し上げます。

今回改正をお願いいたします一般職の職員の給与改定でございますが、御案内のように人事院は国家公務員の平成三年度の給与改定につきまして、昨年八月七日に三・七％、また東京都の人事委員会におきましては、昨年十月の七日に三・七％の引き上げを、いずれも平成三年四月一日から実施するように勧告を行い、既に国、東京都とも勧告どおり給与改定が実施されているところでございます。このような状況の中で本市といたしましても、国家公務員等も給与水準等配慮しながら本改定につきましていろいろと検討を重ねてまいりましたその結果といたしまして、当市の給与改定につきましては例年どおり国家公務員並みの三・七％の引上率をもって本条例の改正をお願いしようとするものでございます。

それでは、改正の内容につきまして御説明をさせていただきます。

まず、第九条第三項の扶養手当の改正でございますが、御配付をしております資料の（二）にございますように、現行の額を二百円引き上げまして配偶者等一万八千二百円に、そのほかにつきましても二百円引き上げまして七千七百円に改正をいたそうとするものでございます。

次に、第十条の三、第一項の住居手当の改正でございますが、現行の額を五百円引き上げまして一万一

千五百円及び一万四百円に改定をいたそうとするものでございます。

次に、今回の改正の主なものがございます。第五条の給与表の別表の改正でございますが、資料の二枚目及び三枚目のように給与表を改正をいたそうとするものでございますが、この改正に当たりましては、以前から御指摘をいただいておりますところの給料体系の職務と責任等を配慮した中で別表の改定給料表を適用し、各等級、号級に該当する職員をもって改定額を算出いたしました。

まず、一等級におきましては三・七六%、金額にいたしまして一万五千三百六十七円、二等級におきましては三・六三%、金額にいたしまして一万二千八百九十円、三等級におきましては三・七四%、金額にいたしまして一万二百四円、四等級におきましては四・二五%、金額にいたしまして一万一千六百十一円、五等級におきましては四・二五%、金額にいたしまして九千九百二十五円の引き上げとなりまして、職員全体の平均で申し上げますと三・八一%、金額にいたしまして一万一千二百六十二円の引き上げとなります。

以上、申し上げました数値を基準内給与で見ますと、実質給与におきましては三・一七%、扶養手当、住居手当等の諸手当で〇・五四%で、合計いたしますと三・七十一%の引き上げとなります。したがって、数値が今回のベースアップでございます三・七十一%になるわけでございまして、また今回の改正には別表の給与表の一等級から四等級までの最高号級に一号級を追加させていただきまして、該当職員に対応をしてまいりたいと思っております。

次に、改正後の初任給につきましては申し上げますと、高校卒で六千円引き上げて十二万九千四百円短大卒で六千九百円引き上げて十四万二千三百円、大学卒で八千円引き上げて十五万六千六百円となります。

なお、今回の給与改定及び期末手当の〇・一ヵ月分の増率分の財源につきましては、各会計とも当初予算におきまして給与改定分の二%と期末手当として年間五・三五ヵ月の財源を留保しております。一般会計、特別会計を合わせまして一億二千百十万六千円程度と見込まれておりまして、補正予算におきましてはただいま申し上げました留保額、あるいは人事異動等そのほかの理由によるものの精算として今回補

正予算の額を御提案申し上げていただくわけでございます。

次に、附則でございますが、第一項、第二号につきましては改正条例の施行期日等を規定したものでございまして、本条例は交付の日から施行し、改正後の条例は平成三年四月一日から適用しようとするものでございます。また、第三項につきましては、給与の内払いを定めたもので改正前の規定に基づきました一般職の職員に支払われた給与は、改正後の規定によって支払われる給与の内払いであることを規定したものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定くださるようお願い申し上げます。

議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

○十四番（小野沢 久君） 国家公務員に準じということでございますので、その反対をするものではないと思いますが、数字について幾つか質問をしておきたいと思っております。毎回同じような質問をしておりますので数字はすぐに出ると思うのですが、公務員の給与は二本立てになっておりまして、一般の市民にはなかなかわかりにくいわけでありまして、ベースアップと定期昇給が二本立てで行われるわけでありまして、それを一つにして比べないとなかなか比較ができないというのが現状でございますので、それを前提として質問をしていきます。

まず、この平均年齢が幾つになるかを願いたします。それから、給料表の関係ですが、実質の改定率は一万一千二百六十二円、三・八一%になっておりますけれども、表ではこれの実質が幾らになってくるのか、それに対する定期昇給分を入れて給与表で定期昇給分と実質改定の合計金額が幾らになってくるのか、率と額ですね。それから、基準内給与の関係、いただいた資料にありまして一万三千百九十二円の三・七十一%ということでございますが、これにプラスの定昇と定昇を含めた改定後の率と額が幾らになってくるのか。それから、改定後の年収について、これによって期末手当等の額も全て差額でこれから出てくるわけでございますが、年収ではどのくらいになってくるのか、改定前と改定後のどうなってくるの

か、その差が幾らになるのか、以上でございます。

○総務部長（森田 進君） 自席からお許しをいただきます。

何点か御質問をいただいておりますが、まず平均年齢がどのくらいかと思っておりますが、この適用時期が三年の四月一日とそういうことでございますので、平成三年四月一日現在で申し上げますと、平均年齢が三十九歳と九ヵ月でございます。

それから、この給料表の中に占める改定率と、それから定期昇給を含めたものの率がどのくらいになるのかと、そういう御質問ですが、率につきましては定期昇給率大体二・六％と見込んでおりますが、合計で六・五％ぐらいの率になると、そのように承知しています。

それから、金額いたしましたは一万九千二百三十二円という数字でございます。

それから、もう一点いまの関連で、基準内給与で改定分、それから定期昇給を含めたものでアップ率などのくらいになるのかという御質問ですが、アップ率につきましては六・一八％、金額にいたしました二万一千九百五十九円でございます。

それから、もう一点平均年齢の期末手当を含めた年収とそういう御質問でございますが、先ほどの三十九歳を例にとりますと改定前の給与額が六百六十九万九千九百円でございますが、この改正が行われますと六百八十三万六千円になりまして、この差額二十二万六千六百円が今回の改正に基づきまして引き上げられた額と、そんなふうな形になるかと思えます。

○二十一番（東田正治君） こういう給与改定については、臨時会に出すべきような条例ではないのかと。これは初めてのケースではないかと、覚えていませんのでそういうことを考えるわけですが、それが一点。

それから、十二月の定例会にこれは出せなかったのかどうか。これは三年の四月一日に遡るといふことです。ので、できるだけ早く支給されるべき問題だと思うのです。その件、三月の定例会でもいいのではないかと。やはり定例会で、専門委員会ではやはり検討すべき問題ではないかということを考えるのですが、御答弁願います。

○総務部長（森田 進君） まず一点は過去に臨時会で提案したことがあるかどうかと、そういうことで

ございますが、一昨年は確か臨時会だったと思います。それから、昨年は傾斜配分等の関係もございました三月にずれ込んだということでございますが、各市あるいは国を含めまして、この給与改定についてはできるだけ早くめるとそういう傾向もございまして、御指摘のように本来十二月に提案できれば一番いいわけなんです。この給与改定の内容等については当然その前にある程度調整ができていけるわけでございますけれども、いわゆる予算関係そういったものにどうしても手間取りまして、大変恐縮なんですけれども、この時期になってきてしまうということもございまして、これから各市等の対応等も見ながらできるだけ早い時期にできれば提案をしていきたいと、そんなふう考えております。

○二十一番（東田正治君） わかります。いま御答弁なさいましたように、やはりこれは人事院勧告をとくになされているわけですから、だから予算等に手間取ったというようなことを言われましたが、能力がないのではないかというように感じに受け取れます。

やはりもう少し対応をできるだけ早急にお願いして、できたら十二月の定例会には提案できるように要望しておきます。

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第一号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第一号は原案のとおり可決されました。十一時十分まで休憩をいたします。

午前十時五十五分 休憩

午前十一時九分 開議

○議長（赤星行人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第七 議案第二号 平成三年度福生市一般会計補正予算（第五号）を議題といたします。  
本案について提案の説明を求めます。

（企画財政部長 野沢久人君登壇）

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので議案第二号 平成三年度福生市一般会計補正予算（第五号）の提案理由と内容につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算は、ただいま議案第一号で御可決いただきました職員給与改定及び期末勤勉手当の確定によります職員人件費と給与改定に伴うシルバー人材センター社会福祉協議会への人件費の追加補助でございます。職員人件費の内訳を申し上げますと、給料といたしましては給与改定等による増加分五千二百三十五万円と、改定のための財源留保額二千七百八十四万円及び人事異動による減額分一千八百七十四万五千円との差額五百七十六万五千円の増額補正でございます。

職員手当につきましては、給与及び期末勤勉手当の確定による増加分と超過勤務手当の不足分、職員の退職等によるものと、そのほかに児童手当で対象者の異動によります調整額の合計で三千三百二十七万円でございます。

共済組合負担金につきましては、給与改定分と負担金の率の改定との相殺により、まず減額分三百五十六万二千円がございまして、合計いたしますと、職員人件費の補正額は三千五百四十七万三千円となります。それに給与改定に伴う人件費の追加補助といたしましてシルバー人材センター分百四十三万三千円、社会福祉協議会分八百五十万五千円がございまして、合計いたしますと補正額は四千五百四十一万一千円とある次第でございます。これらに要する財源は予備費を充当いたそうとするものでございます。

それでは、内容につきまして説明を申し上げます。  
予算書の一ページを開きいただきしたいと思います。第一条におきましては、補正後の歳入歳出予算は第一表歳入歳出予算補正によるものと定めようとするものでございます。

次に、二ページを開きいただきたいと思ひます。第一表の歳出でございますが、先ほど御説明申し上げ

げましたが、今回の補正は人件費が中心でございますので、職員人件費につきましては各款項の補正額と職員の人数を申し上げまして説明をさせていただきますと存じますので、よろしく御了承をお願い申し上げます。

まず、第一款議会費におきましては、職員八名分の人件費百万一千円の追加でございます。

第二款総務費の総務管理費におきまして、職員七十六名分の人件費一千八十万六千円でございます。徴税費の三百一万八千円につきましては、職員三十名分でございます。戸籍住民基本台帳費は、三百八十四万六千円の減額でございます。これは給料及び超過勤務手当の減額によるもので職員十七名分でございます。選挙費の五十万円につきましては、職員三名分でございます。統計調査費につきましては二百八十八万一千円の減額でございます。これも給料及び手当の減額によるもので職員二名分でございます。監査委員費の百三十九万九千円につきましては、職員三名分でございます。

次に、第三款民生費でございますが、社会福祉費につきましては七百六十五万一千円で職員三十一名分二百十五万七千円と、人件費の追加補助で社会福祉協議会分四百六万一千円とシルバー人材センター分百四十三万三千円との合計額でございます。児童福祉費は八百七十七万一千円で職員二十七名分、三百七十二万七千円と社会福祉協議会費への補助金四百四十四万四千円との合計額でございます。生活保護費は八十二万九千円で職員六名分でございます。

次に、第四款衛生費でございますが、保健衛生費で百八十四万一千円は職員十名分でございます。清掃費は三百八万円職員十三名分でございます。

第六款農林水産業費の農業費では、五十六万三千円で職員三名分でございます。

第七款商工費につきましては、百十九万九千円で職員四名分でございます。

第八款土木費でございますが、土木管理費におきまして五十二万七千円で職員四名分でございます。道路橋りょう費の三十万二千円は職員十一名分でございます。都市計画費につきましては百五十万六千円で職員二十一名分でございます。住宅費は二百七十一万一千円の減額で職員二名分でございます。

次に、第十款教育費でございますが、教育総務費につきましては百四万四千円の減額で職員二十二名分

でございます。小学校費は二百四十三万三千円の追加で職員十四名分でございます。中学校費の九十六万七千円の追加は職員六名分でございます。学校給食費は四百二十八万四千円で職員二十六名分でございます。社会教育費は、三百七十五万五千円で職員三十七名分でございます。保健体育費の百四十二万一千円の追加は職員十名分でございます。

次に、予備費でございますが、四千五百四十一万一千円の減額で歳出充当による財源調整によるものでございます。

以上が今回の歳出補正予算で、歳出総額は補正前と同額の百八十三億五百二十六万三千円とあいなる次第でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十八番（上野重勝君） 簡単なことですが、ちょっとお伺いいたしますが、商工会に対する人件費の補助金というのは計上されていないようですが、これはどういう意味ですか。

○企画財政部長（野沢久人君） 精査の結果、現行の額で足りるという形になっているということでございます。

○十八番（上野重勝君） そうすると、当初予算に計上し過ぎということですか。

○議長（赤星行人君） 暫時休憩いたします。

午前十一時十七分 休憩

午前十一時十九分 開議

○議長（赤星行人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画財政部長（野沢久人君） 時間を取らせまして恐縮でございます。一人年配の職員の方がやめられま

して若い人が入ったということがございまして、その人事異動によるものが今回補正をしなくてもよいという形の基本になっているところでございますが、なお、超勤等そのほか最終的な数字というものにつきましては、まだ現在の段階では見込みませんのでさらにそれらのものについては、出てきた段階で補正等をお願いしていくというような形になるうかと思ひます。よろしくお願いいたします。

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第二号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第二号は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤星行人君） 日程第八 議案第三号 平成三年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 岩崎好亮君登壇）

○市民部長（岩崎好亮君） 御指名をいただきましたので、議案第三号 平成三年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）につきまして、提案理由及びその内容について御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、一般会計補正予算と同様職員の給与改定によるもの及び期末勤勉手当の確定による増加分、超過勤務手当等ございまして、その補正の必要が生じたものでお願いをするものでございます。

それでは、内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが四五ページをお開きいただきたいと思ひます。総則でございしますが、予算の増減には関係なく歳出におきまして職員八名分の人件費の増額に伴います款項間の組み替えを行うものでございま